

平成23年第1回定例会  
生活文化環境森林常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第52号 第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について 1

◎ 所管事項説明

1 平成21年度包括外部監査結果（生活・文化部関係）に対する 対応の結果について	5
2 緊急雇用対策事業等の取組状況について	別冊1
3 新県立博物館の整備について	13
4 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」最終案について	15
5 「明日の県立図書館～三重県立図書館改革実行計画～」案について	19
6 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」最終案について	21
7 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」最終案について	25
8 「第二次三重県消費者施策基本指針」最終案について	31
9 「第9次三重県交通安全計画」中間案について	35
10 審議会等の審議状況について	37

別冊1 緊急雇用対策事業等の取組状況について

別冊2 新県立博物館の活動と運営V o 1. 2 (最終報告案)

別冊3 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」最終案

別冊4 「明日の県立図書館～三重県立図書館改革実行計画～」案

別冊5 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」最終案

別冊6 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」最終案

別冊7 「第二次三重県消費者施策基本指針」最終案

別冊8 「第9次三重県交通安全計画」中間案

平成23年3月8日

生活・文化部

## (議案補充説明)

### 1 議案第 52 号 第 2 次三重県男女共同参画基本計画の策定について

#### 1 策定の趣旨

平成 14 年に現行の基本計画（平成 19 年に一部改訂）を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この計画が平成 23 年 3 月末で終了することから、平成 22 年度内に第 2 次基本計画を策定します。

#### 2 第 2 次基本計画（案）の概要

パブリック・コメントや「県民の皆さん 의견を聴く会」を実施するとともに、三重県男女共同参画審議会等からの意見も踏まえ策定しました。

##### （1）計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間

##### （2）基本施策

現行計画では、基本施策Ⅲを「働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進」としています。第 2 次基本計画（案）では、身近な生活の場である地域での男女共同参画の推進を重視し重点的に取り組むため、基本施策のⅣとして「家庭・地域における男女共同参画の推進」を位置づけました。

##### 〔第 2 次基本計画 基本施策〕

- I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進
- III 働く場における男女共同参画の推進
  - III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進
  - III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
- V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組
  - V-I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援
  - V-II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

### (3) 重点事項

政策・方針決定過程への女性の参画促進、子どもの頃からの男女共同参画に関する理解の促進、企業等における男女共同参画の取組の促進などを重点的に進めます。

#### [重点事項]

① 「社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度」との国の目標を踏まえ、県においても、この目標をめざし、効果的な取組を進めます。

##### [I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進]

② 就業、起業、ボランティア活動などに、いつでも、どこでも、誰でも能力発揮できるよう、特に女性の社会参画に対する支援策を推進します。

##### [I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進]

③ すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男女共同参画に関する理解の促進をはかります。特に男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの理解促進に努めます。

##### [II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進]

④ 働き方の見直しの促進や仕事と家庭の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、これらの取組により、M字カーブに関する問題の解消をはかります。

##### [III 働く場における男女共同参画の推進]

⑤ 地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動における男女共同参画を推進します。

##### [IV 家庭・地域における男女共同参画の推進]

⑥ ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援を推進します。

##### [V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組]

⑦ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組として、性別に基づく暴力等は重大な人権侵害であり、暴力等を許さないという意識の普及啓発に取り組むとともに、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づき、DVの被害者保護・支援体制の充実に取り組んでいきます。

##### [V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組]

### 3 その他

具体的な事業内容や数値目標を記載した実施計画を、平成 23 年度に策定します。  
(予定)

## 「第2次三重県男女共同参画基本計画」(案)の概要図

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 計画策定の趣旨

##### 1 計画策定の目的

県が多様な主体との連携・協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的計画的に推進し、男女共同参画社会の実現をはかるために策定

##### 2 計画の位置づけ

- 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画であり、「男女共同参画社会基本法」により都道府県に策定が義務づけられている計画
- 県の各種計画との整合をはかり、「三重県人権施策基本方針(第一次改定)」と相互に連携しながら機能する計画

##### 3 計画の目標

男女共同参画社会の実現をめざすための4つの基本目標(条例第3条)

- ① 男女が個人として能力を発揮する機会の確保
- ② 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行の改善
- ③ 男女が方針の立案および決定に参画する機会の確保
- ④ 男女が家庭生活における活動とその他の活動を両立できる環境の整備

##### 4 計画の期間

2011年度(平成23年度)から2020年度(平成32年度)まで

#### 計画の基本的な視点

##### 1 私たちがめざす社会

「一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会」(条例前文)

##### 2 社会制度・システムの普及促進

国等が見直しを進める雇用や社会保障などの制度・社会システムを、男女共同参画を推進するために、普及していくことが必要です。

##### 3 総合行政としての取組

県の政策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、関係部門の連携により総合的に取組を行います。

##### 4 県民、事業者、市町等との協働

県民やNPO、各種団体、事業者、教育・研究機関、市町等多様な主体と連携して取り組んでいきます。

## 第2章 施策の方向

### I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- 2020年までに指導的地位に女性が占める割合30%を目指す取組の推進
- 女性の社会参画に対する支援策の推進

### II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- すべての人が自分の問題としてとらえられるよう理解の促進  
特に男性にとっての男女共同参画の意義や子どもの頃からの理解の促進

### III 働く場における男女共同参画の推進

- 企業等における男女共同参画の取組の促進  
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

#### I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

#### II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

### IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 地域づくり、防災等の地域活動における男女共同参画の推進

### V 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

- ひとり親世帯等、生活上の困難に直面する男女への支援の推進
- 性別に基づく暴力等を許さない意識の普及啓発とDV被害者保護・支援体制の充実

#### I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

#### II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

※ ○印は、重点的取組

## 第3章 計画の推進

- 1 県の推進体制の充実と率先実行
- 2 実施計画の策定、施策評価の実施
- 3 調査・研究、情報の収集・提供
- 4 相談・苦情への対応

- 5 市町との協働
- 6 県民、NPO等との連携
- 7 男女共同参画センターの充実
- 8 社会参画への支援の推進

## (所管事項説明)

# 1 平成 21 年度包括外部監査結果（生活・文化部関係）に対する 対応の結果について

平成 21 年度に実施された包括外部監査の結果（意見書提出：平成 22 年 1 月 15 日）を受け、対応した結果について報告します。

## ○ 平成 21 年度包括外部監査の概要

### (1) 実施テーマ

「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行」

### (2) 生活・文化部関係の指摘事項

生活・文化部関係の対象施設は 9 施設（うち指定管理者制度導入 3 施設、直営 6 施設）あり、そのうち、三重県総合文化センター、三重県交通安全研修センターの 2 施設に対し、10 件の指摘（結果 3 件、意見 7 件）がありました。

※【結果】は、条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

※【意見】は、監査人としての意見が述べられたもの

主な指摘事項とそれに対する対応の結果は、以下のとおりです。

※○：対応済み、○：改善に着手、△：検討中

### ①三重県総合文化センター関連

[指摘事項 1] (9 頁 (5) 指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱い)

三重県総合文化センターでは、チケット予約をインターネット上で行うことができるシステムを構築しているが、このような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、指定管理者の帰属とすべきでなく、本来県が所有権を保有すべきである。

今後は、構築されたシステムを含めた無形の資産等の所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。【意見】

〈対応結果〉 △

指定管理者とは引き続き協議を行い、早期に現行システムの所有権の帰属を明確にするとともに、次期指定管理の更新時に、無形の財産の取り扱いについて、指定管理者募集要項の業務仕様書上でも明確にしていきます。

[指摘事項 2] (9~10 頁 (6) 再委託先の選定理由)

三重県総合文化センターにおける指定管理業務の再委託契約について、予定価格 1,000 千円以上の委託契約については原則一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が 1,000 千円を超える委託契約であっても随意契約

により契約を締結している委託業務が把握された。

財団法人三重県文化振興事業団では、県同様一般競争入札によらず随意契約により契約を締結できる場合についての規定を定めているが、競争入札によらない場合には、随意契約の理由の裏づけとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。【結果】

〈対応結果〉 ◎

財団法人三重県文化振興事業団では、指摘された業務に係る随意契約のうち、警備業務及び受付業務については、複数の事業者から見積書を徴取することにより金額の妥当性を確認し、舞台音響等保守点検業務については、現請負事業者でなければ業務を履行できない理由について再度確認を行いました。

今後も予定価格 1,000 千円を超える委託契約の場合は、原則として競争入札によることや、随意契約によらなければならない場合は、その理由を明確に説明できるよう指導しました。

## ②三重県交通安全研修センター関連

〔指摘事項 1〕 (11 頁 (2)長期修繕計画の策定)

交通安全研修センターは開設以来 14 年が経過し、設備の老朽化が利用者のアンケートやセンター利用団体の代表者が参加する交通安全教育手法研究会のメンバーから指摘されている。

設備の老朽化が進めば大規模な修繕が必要になるので、中長期的な視野にたった設備計画を策定することが望まれる。【意見】

〈対応結果〉 △

次期指定管理に向けた研修センターのあり方の検討の中で、中長期的な運営も視野に入れ、修繕箇所に優先順位をつけました。今後、具体的な修繕に向けて取り組んでいくこととしています。

以上のほか、監査結果において指摘された意見、結果のうち、対応が済んでいない項目については、その主旨を踏まえ適正な事務執行ができるよう取り組んでいきます。

## 平成 21 年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考	
II. 個別施設の監査結果			
3. 三重県総合文化センター			
(1) 指定管理者の選定方法について【意見】	<p>三重県総合文化センターの現在の指定管理者の選定については平成 18 年度に公募による方法で実施され、平成 19 年 4 月からの 3 年間を指定管理期間として定めた上で財団法人三重県文化振興事業団が指定管理者となっている。</p> <p>財団法人三重県文化振興事業団は三重県総合文化センターの施設運営を行うことを設立の経緯としており、センターの開館以来その管理を委託されてきているが、現在の会計区分は一般会計、図書館管理業務特別会計、指定管理者業務特別会計の三つであり主たる業務として当該施設の運営・管理を行っている。</p> <p>平成 18 年度に行われた公募による指定管理者の選定においては県の説明会への説明参加は 16 団体に上ったものの応募団体は財団法人三重県文化振興事業団のみとなる結果となった。</p> <p>県として指定管理者を公募により募集することが有効であると判断しているということは、従来の管理者と比較してより良いサービスをより安く提供できる管理者を選定する対象を増やすことを意図しているものであり、応募団体が複数とならないことは当初の意図にそぐわない結果となっていると考えられる。</p> <p>また開館以来同一の管理者となっていること、当該管理者である財団が県から 100% 出捐している団体であること、主たる業務を当該施設の運営・管理をしていることは、外見的に公平性に疑惑を抱かせる要因になりうる。</p> <p>平成 18 年度に実施した 2 回目の公募において応募団体が複数とならなかった理由として三重県総合文化センターの指定管理は、文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、県立図書館（指定管理外）の 4 施設からなる複合文化施設であり、単独での応募が難しく、グループを組むための準備期間が不足していたとの意見が説明会の参加団体からあったとのことである。</p> <p>また平成 21 年度に実施した 3 回目の公募においても応募団体は 1 つであったが、指定管理者の募集に当たっては申請時に必要な書類の作成や検討に必要な期間を確保するため公募期間を 52 日と延長することや警備や清掃等の外部委託業務の契約書や仕様書についての情報を最大限開示するなどの配慮を行っているとのこと</p>	<p>【県】◎</p> <p>平成 21 年度に実施した 3 回目の指定管理者の公募では、説明会への参加者は 4 者で、前回（16 者）と比べ少なかったものの、いずれも指定管理者として実績のある事業者であり、応募は十分可能であると思われましたが、結果的には現指定管理者である（財）三重県文化振興事業団のみの応募となりました。</p> <p>次回の公募の参考とするため、他の事業者に応募しなかった理由を聴取したところ、現指定管理者の積み上げてきた実績を評価したこと、また当該施設の持つ潜在機能を更に向上させることは困難なことなどであり、かなり本質的な検討を行った上で判断された内容でした。</p> <p>これらの辞退理由からもわかるように、結果的には現指定管理者 1 者しか応募がなかったものの、県や現指定管理者が保有する情報をできるだけ開示するとともに、募集内容、募集期間などが新規参入者の障壁とならないよう十分配慮した募集であったと考えています。</p> <p>次回以降も新規参入者の障壁とならないよう、より公平性に配慮した募集を行っていきます。</p>	生活・文化部 (財) 三重県文化振興事業団

であった。

今回実施した監査手続の範囲内では、公平性に疑惑を抱かせる事象はなかったが、今後の指定管理者の公募に際しても、幅広い団体からの応募を可能とし公平性を担保した募集を行うための対応を引き続き検討・実施していくことが望まれる。

#### (2) 県有備品の管理について【意見】

三重県総合文化センターへの県からの貸与備品は、約6,000点と非常に多数に及んでおり、相当な金額に上ると推量される。そのため、県貸与備品の管理状況に關し、県有財産の適切な管理の観点から、県からの積極的な関与が求められるべきである。

しかし、県からは指定管理期間において一度も現地視察は行われておらず、指定管理者から受ける現物照合の結果報告についても、口頭で済まされているのみであった。このような、関与状況では県が県貸与備品の指定管理者による管理状況を適切に把握しているとは考えられない。

現在の協定書及び県有資産貸与契約書にも、現物照合の報告を義務付ける条項は存在せず、現状の規定からの逸脱ではないと考えるが、今後は規定の改訂も視野に入れて県からの積極的な関与を義務づけることが必要なではないであろうか。

#### 【県】◎

これまで、県有備品の現物確認について、所管所属により取り扱いが様々でしたが、包括外部監査の結果を受け県の統一方針ができたことに従い、県有備品の管理については、定期的な現物確認も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付けました。

また、現物照合の結果を書面に残すことを指定管理者に義務付け、県としても毎年度、抽出による現物照合を行い、県貸与備品の適正な把握に努めています。(H21度はH22.3.18に実施、H22度はH23.3月実施予定)

生活・文化部

(財) 三重県  
文化振興事業団

#### (3) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、施設の修繕等に当たって現地の視察を隨時実施し、全序的に対応すべき事項が発生した場合にも現地に赴き指示をしているとのことであった。

現地視察の際に行われた指示等のやり取りについて、後のトラブルを防ぐために文書を作成し、指定管理者と共有することが望まれる。

#### 【県】◎

総合文化センターでは、既に長期の修繕計画を策定しており、これに基づく打ち合せや突発的なトラブルには県職員による現場確認も行い、指定管理者と綿密に打ち合わせを行いながら維持管理を行っています。

指定管理者との協議・指示内容については、書面で残すための標準的な簡易の様式を定め、修繕以外についても必要に応じて使用しています。

生活・文化部

(財) 三重県  
文化振興事業団

#### (4) 規定類の適切な整備について【結果】

財団では仕訳伝票の承認について事務決裁規定の区分（支出に関する事務）に基づいて決裁をおこなっているが、財団法人三重県文化振興事業団会計規則を閲覧したところ、仕訳伝票の承認権者についての明記がなされていなかった。

実際の仕訳伝票は担当者レベルの相互チェックが実施され、金額に応じて事務局次長または局長の決裁を受けているが、承認権者について規定上明確にすることにより適切な経理処理を実施する体制を作るべきと考えられる。

また、財団法人三重県文化振興事業団公印規定において、現在の財団では存在

#### 【事業団】△

現在、平成23年度早期の公益認定移行を目指し、県に申請中であり、規定類については移行に伴う規定の整備に合わせ改正することとしています。

生活・文化部

(財) 三重県  
文化振興事業団

	しない役職である主任・課長の名称が記載されていた。 規定に準拠した取扱いを実施する上で規定を適時に更新することは重要な事項であり規定については適切な文言によって記載することが必要である。	
(5) 指定管理者の負担により購入されたシステムの取り扱いについて【意見】	<p>平成 19 年 3 月に締結された三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書第 21 条 3 項において、指定管理者が三重県総合文化センターの事業サービス性向上のために、備品を新性能のものに更新調達あるいは新規調達する場合は、県と指定管理者の協議により、指定管理者の費用で当該備品を購入又は調達できるものとし、その場合においては指定管理者が購入し又は調達した備品の所有権は、県に帰属するものとするとしている。</p> <p>総合文化センターでは、平成 20 年度においてチケット予約をインターネット上で行うことができるようになるとともに、ネット上で決済ができるようなシステムを構築しており、当該システムは三重県総合文化センターの利用者の利便性を高め、利用者の増加を進めるとともに料金の決済にかかる事務負担を軽減するものであり、備品とは異なるものの無形の資産と認識されるものである。</p> <p>特定の施設におけるインターネット予約システムのような転用不能なシステムについては、利用者の継続的な利用を前提として、変更が生じる可能性のある指定管理者の帰属とすべきものではなく、本来県が所有権を保有すべきものと考えられるが、システムの所有権の帰属について指定管理者に質問を実施したところ、指定管理者に帰属するとの認識であった。</p> <p>今後は備品のみならず、構築されたシステムなどを含めた所有権の帰属を基本協定書において明確にすることが望まれる。そのうえで、指定管理料の積算を実施する上で算定上考慮する、必要に応じて所有権の譲渡について県が協議できるようにする、などの取り扱いを明確にすることが望まれる。</p>	<p>【県】△</p> <p>現行システムは、指定管理者が利用者サービスの一環で構築したものであり、県の仕様書で指定されていない内容の仕事であるため、指定管理者は自己が所有する無形の財産であると認識しています。</p> <p>しかし、県と指定管理者は、毎年、実施する事業についての年度協定を締結しており、県としてはその協定の範囲内で現行システムも構築されているものと考えています。</p> <p>従って、指定管理料の中で構築された現行システムは、備品として扱われないものの総合文化センター固有のシステムであり、県が所有するものと考えています。</p> <p>指定管理者とは引き続き協議を行い、早期に現行システムの所有権の帰属を明確にするとともに、次期指定管理の更新時には、無形の財産の取り扱いについて、指定管理者募集要項の業務仕様書上でも明確にしていきます。</p>
(6) 再委託先の選定理由について【結果】	<p>三重県総合文化センターにおける指定管理業務の再委託契約について予定価格 1,000 千円以上の委託業務については原則として一般競争入札により契約を締結すべきであるが、予定価格が 1,000 千円を超える委託業務であっても随意契約により契約を締結している委託業務が 8 業務把握された。</p> <p>指定管理者である財団法人三重県文化振興事業団では予定価格が 1,000 千円を超える契約であっても三重県会計規則第 73 条が準拠する、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に列举された事由に該当する場合には一般競争入札によらず、随意契約により契約を締結することができると定めている。</p> <p>これらの委託業務につき随意契約による理由は下記のとおりであった。</p> <p>(ア) 警備業務</p>	<p>【事業団】◎</p> <p>(ア) については、左記の理由のほか、請負事業者を頻繁に入れ替えることは警備上好ましくないと判断もあって随意契約としていますが、金額の妥当性を確認できるよう、複数の事業者から見積書を徴取しました。</p> <p>その結果、請負事業者の見積金額は他事業者の見積金額を下回っており契約金額の妥当性を確認しました。</p> <p>(イ) については、当施設の舞台音響設備は、非常用放送設備と一体となった独自のシステムを構築しており、保守点検時にはシステム調整の専門的知識が必要な</p>

警備にあたっては警報装置等の設置が必要であり、請負業者を変更する場合には、警報装置等を新たに導入してもらう必要がある。その場合競争入札によつたとしても現在の業者の入札額を下回って入札することは困難であると判断したため、随意契約により契約を締結している。

(イ)舞台音響等保守点検業務

業務内容の専門性が高いことから、随意契約により契約を締結している。

(ウ)受付案内業務

受付案内等の業務には一定の専門的な知識が必要であること、加えて価格面についても厚生労働省が発表した業務別派遣料金を元に積算した結果よりもはるかに下回った予定価格であることから安価に契約を締結できる業者であると判断して、随意契約により契約を締結している。

いずれの業務についても予定価格は1,000千円を超えており、原則的には指名競争入札により委託する業者を選定すべきである。(ア)及び(ウ)については、他の業者よりも安価にできることを理由としているのであれば、それを示す証拠を残すべきである。(イ)については、専門性が高いことを理由としているが、舞台音響施設の保守業務に関して県下に複数の業者が加入している業界団体があることからすれば他に受託可能な業者が存在すると推測されるため、随意契約理由としては弱いと言わざるを得ない。

指名競争入札によらないのであれば、他の業者による受託の可否について複数の業者に見積を依頼する等見積合わせを行うなど、随意契約理由の裏付けとなるような検討を実施したことを明確に文書として残しておくべきである。

ほか劣化部品の交換等迅速な対応が求められることから、メーカー代理店で施工業者である現請負事業者に委託しています。規模の小さい舞台音響設備のみの保守点検であれば他事業者の参入事例もあるようですが、システム調整等が伴う設備の保守点検を別事業者に委託している事例はなかったことを確認しました。

(ウ)については、過去に入札を経て決定した現在の請負事業者と左記の理由により現在も引き続き契約しているものですが、契約金額の妥当性を確認できるよう、複数の事業者から見積書を徴取しました。

その結果、請負事業者の見積金額は他事業者の見積金額を下回っており契約金額の妥当性を確認しました。

【県】

今後も予定価格1,000千円を超える委託業務にあたつては、原則として競争入札によることや、随意契約によらなければならない場合は、随意契約理由について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することが明確に説明できるものとすることを事業団に指導しました。

#### 4. 三重県交通安全研修センター

##### (1) 県の所管部局によるモニタリング手続について【意見】

県の所管部局が独自の方法により実施しているモニタリング手続について質問を実施したところ、月次報告及び四半期報告については面談を実施し、内容について指定管理者から説明を受けるとともに、ヒアリングを行っている。その際の年度末に提出される事業報告については、施設を訪問して報告内容の説明を受けヒアリングを行うとともに、必要に応じて証拠書類、帳簿等の照合を実施し、県有備品の現物確認も実施しているとのことであった。

現地視察時に行った指定管理者への指示等のやり取りは、後のトラブル等を防止するために、文書として残しておくことが望まれる。

また、年度末の事業報告については、ヒアリングや帳簿、書類等との照合について、現状実施している手続について、誰が検査に行っても同水準の手続が行えるような文書を作成しておくことが望まれる。

【県】◎

県が作成した統一基準である「モニタリングチェックリスト」に基づき、実地調査及び確認を行うとともに、指定管理者への指示等のやり取りを文書として残すように改めました。

生活・文化部

(財)三重県  
交通安全協会

#### (2) 長期修繕計画の策定について【意見】

当センターは平成7年に開設され、屋内施設の展示品の多くが同時に設置されたものである。開設以来14年が経過しており、センター利用者へのアンケートやセンター利用団体の代表者が参加する交通安全教育手法研究会のメンバーの意見においても、設備の中に現在の環境に合っていないものがあるとの指摘がされている。

今後、設備の老朽化が進めば、大規模な修繕や改修が必要になるであろう。

まず県は、指定管理者の協力を得て、利用者からの指摘が多いものや動作が不安定なものなどをピックアップして、修繕箇所に優先順位をつけ、計画的に修繕を行っていくことが望まれる。

その上で、中長期的な視野に立った設備計画を策定することが望まれる。その際には、単に設備を修繕または新調するのではなく、利用者の意見や要望を取り入れ、現在の交通安全教育におけるセンターの役割という観点も忘れてはならない。

#### 【県】△

平成22年度は、次期指定管理に向けた研修センターのあり方の検討の中で、中長期的な運営も視野に入れ、修繕箇所に優先順位をつけました。今後、具体的な修繕に向けて取り組んでいくこととしています。

生活・文化部  
(財)三重県交通安全協会

#### (3) 県有備品の管理について【意見】

県からの貸与物品につき、定期的な現物確認のプロセスについて質問したところ、年に1回、県の担当職員がセンターを訪問して貸与物品の現物確認を行い、その証跡を持ち帰っているとの回答を得た。また、指定管理者も独自に台帳を作成して毎年度現物確認を実施している。

両者はお互いの役割分担の認識のもとでそれぞれ現物確認を実施しているが、指定管理業務の仕様書には、県から貸与された貸付物品の点検管理が指定管理者の業務としてあげられているため、このことからすれば、定期的な現物確認も指定管理者の行う業務に含まれるのではないかと推測される。

互いの業務の効率性も加味し、仕様書上においても現物確認に際しての役割分担を明確にしたうえで実施者とモニタリング者の立場を明確にし、適切な役割分担を行うことが望まれる。

#### 【県・指定管理者】◎

県有備品の管理については、県の統一的な基準に従って適切な役割分担を行い、定期的な現物管理も含めて指定管理者の役割とするよう、協定書に位置付けました。

生活・文化部  
(財)三重県交通安全協会

#### (4) 事業報告の厚生費の計上について【結果】

平成20年度の事業報告において、厚生費が含まれておらず、指定管理者である財団法人三重県交通安全協会の特別会計で負担されていた。

厚生費の内容は、職員の福利厚生費にかかる参加費の手当などであり、センター一分を正確には算出していないとのことであった。

業務の内容を正当に評価するためには、コストをもれなく正確に把握することが必要である。

#### 【県・指定管理者】◎

指定管理者を指導し、平成21年度事業報告から、指定管理業務のコストはもれなく指定管理料から支出するように改めました。今後も、コストの正確な把握に努めます。

生活・文化部  
(財)三重県交通安全協会



### 3 新県立博物館の整備について

#### 1 整備の進捗状況及び今後の予定

平成 23 年 1 月 28 日	建築工事着手
2 月 13 日	みんなでつくる博物館会議
2 月 21 日	建設地での地層・化石調査の実施についての公表
4~5 月のうち数日間	〃 現地調査の実施
平成 23 年度(予定)	建築工事の推進、外構工事への着手 展示工事準備、着手 開館に向けた検討と取組 広聴広報活動の展開

#### 2 新県立博物館の活動と運営 Vol. 2 (最終報告案)

「新県立博物館の活動と運営 Vol. 2」は、新県立博物館に関する平成 22 年度の取組状況及び開館後の活動と運営等に関する検討状況、平成 23 年度の取組などをまとめたものです。12 月に作成した中間報告をもとに「みんなでつくる博物館会議 2010」などで県民の皆さん等との意見交換を行うなどして、最終報告案を作成しました。今後の取組を反映して、3 月末にとりまとめます。最終報告案では、中間報告以降実施した行事や検討などについて、追加、時点修正を行っています。

※詳細は、別冊 2 「新県立博物館の活動と運営 Vol. 2 (最終報告案)」のとおり

##### (平成 23 年度の主な取組)

- ・ 博物館活動の構築
- ・ 運営の構築
- ・ 開館に向けた広報戦略の立案と展開
- ・ 情報システムの検討
- ・ 「みえの文化交流ゾーン」の検討

### 3 附帯決議への対応

#### (1) 広聴広報活動の推進

平成 22 年度においては、主に認知度の向上を最優先に考えた取組を進めてきました。（実施状況と成果については、別冊 2 「新県立博物館の活動と運営 Vol. 2 (最終報告案)」のとおり。）平成 23 年度からは、認知度の向上のための取組に加えて、開館までの時期、年齢層、地域など対象を意

識し、開館までのストーリー性をもった計画的な広報宣伝を進めていくこととしています。

## (2) 県総合文化センターとの連携による相互機能の向上のための検討

平成23年度には、文化交流ゾーンで、県民の皆さんが、新たな発見の喜びや学びの楽しさを感じ、何度も訪れたくなる場となるよう、専門スタッフが持つ知識や情報、ノウハウを生かした県民・利用者の皆さんとの取組や活動への支援などのための取組を検討し、拠点間で連携しながら進めます。また、県総合文化センターとの動線を安全かつスムーズなものとするための連絡ブリッジの設置等のための設計を行うこととしています。

## (3) 文化的象徴として、県民が愛着をもてる施設づくり(県産材等)

県産材(木材)については、展示設計において、三重県を立体的に表した触れる模型を県産材で制作するほか、学習交流スペースなどの展示効果を高めるテーブルやベンチなどに使用する木材も県産材指定としています。

今後、什器類などでも、県産材の利用を出来る限り行っています。また、県産材の利用にあたっては、木材に限らず石材や伝統工芸品などの県産品を効果的に用いることで、県民のための施設にふさわしく、県民が愛着をもてる施設づくりを進めます。

## 4 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」最終案について

### 1 策定の趣旨

平成20年3月に現行の「第2次三重県生涯学習振興基本計画」を策定し、本県の生涯学習振興を総合的かつ計画的に推進してきましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に「第3次三重県生涯学習振興基本計画」を策定します。

### 2 パブリック・コメントの実施等

第3次基本計画を策定するにあたり、県民意識調査や市町調査をふまえ中間案を作成し、パブリック・コメントおよび「第3次三重県生涯学習振興基本計画に関する有識者会議」を実施した結果、計画策定に関し下記の意見・提言をいただきました。

#### (1) 県民意識調査・市町調査

- 実施期間 平成22年11月2日～平成22年11月19日 意見件数 306件

#### (2) パブリック・コメント

- 募集期間 平成22年12月9日～平成23年1月8日 意見件数 9件

##### (主な内容)

- 三重県総合文化センター周辺の整備だけでなく、県全域の学習の場を充実させてほしい。
- 学習成果を社会に活かすという視点は重要であるが、そのことが参加者の負担感につながらないよう、行政は学習機会の拡大に取り組むべきではないか。
- 生涯学習の基幹施設である公民館活動を充実させていくという内容が中間案では読み取れない。

#### (3) 有識者会議(生涯学習振興、文化振興、学校教育、社会教育、家庭教育の分野から)

- 開催日 平成23年1月25日
- 委員数 11名

##### (有識者会議からの提言要旨)

- 県立の生涯学習施設が連携・協働しながら、学習に関する情報の提供を充実させるとともに、学習活動に参加することが困難な県民に対し、さまざまな学びの機会を届けるアウトリーチ型の学習支援が必要である。
- 子どもたちの実体験不足やメディアの発達に伴うバーチャル化の進行が問題視される中、さまざまな学びや本県ならではの体験型プログラムの開発が必要である。
- 地域・家庭の教育力の向上をはかるためには、各主体がそれぞれ責任をもって、対等な立場で話し合いを深めながら、地域の課題解決に取り組むことができるようなくみづくりが必要である。
- 学びによって得られた成果を人づくりやまちづくりに活かすためには、個人として興味のある学習活動から地域活動へとつなげていく取組を支援するとともに、地域の中心となっていく人材の発掘・育成に力を入れていく必要がある。
- 公民館や図書館など市町の施設運営は、人材の不足や予算上の問題などから厳しいものがあるため、県は、社会教育主事や公民館職員などの研修や交流の場を充実させる必要がある。

### 3 第3次基本計画「最終案」の概要

第2次基本計画の取組から見えてきた課題や県民意識調査・市町調査、パブリック・コメントなどを通じて寄せられた県民の皆さんからのご意見、さらに有識者会議からの提言をふまえ、次のとおり第3次基本計画の最終案をまとめました。

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### (2) 計画策定における基本的な視点

生涯にわたり学び続けることは、「文化力」の基礎となるものであり、現代社会に生きるすべての人びとにとって欠かすことのできないものです。県民一人ひとりの生活の質を高め、文化力（人間力・地域力・創造力）の向上をめざすとともに、地域住民、市町など多様な主体の参画を前提に、県はどのような役割を果たすべきかという視点から生涯学習振興の事業に取り組みます。

#### (3) 施策の方向等

##### 【1】基本目標「学びあうみえの絆づくり」

だれでも、いつでも、どこでも楽しく学ぶことができ、その成果を社会に活かすことができる「みえの生涯学習社会」の実現をめざすため、県民と行政が協働して総合的な取組を進めます。

また、「学び」をとおした人と人との絆、人と地域との絆を再生する「学びあうみえの絆づくり」をめざし文化振興施策と連携をはかりながら、本県の生涯学習を推進します。

##### 【2】施策目標

###### ① 学習機会の提供の充実「学びあう環境づくり」

全庁的な生涯学習施策を推進するとともに、アウトリーチや参加体験型学習の促進、さまざまな生涯学習の機会や情報提供の充実など、学習活動を始めるきっかけづくりや参加しやすくするための環境づくりを進めます。

###### ② 地域・家庭の教育力の向上「学びの絆による人づくり」

社会全体で新しい時代を切り拓くこころ豊かでたくましい人材を育成するため、地域で核となる指導者等の人材養成を支援し、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

###### ③ 学習成果の活用「学んだことを活かしあう地域づくり」

学習成果を地域で活かそうとする県民と協働し、新たな成果の活用の場を創出するとともにボランティア団体等の活動やネットワークづくりを支援します。

###### ④ 生涯学習施設等の充実と活用「学びあう場づくり」

県立の図書館や博物館、美術館、生涯学習センター等が「文化と知的探求の拠点」としての機能を充実し連携を強化するとともに、公民館や市町立図書館などの身近な学習環境の充実・活用を支援します。

### 【3】重点プロジェクト「多様な学びと文化による絆づくり」

基本計画期間である4年間の重点的な取組を「生涯学習振興の重点プロジェクト」と設定し、学びと文化によるまちづくりを進め、人と人との絆、人と地域との絆の再生をはかります。

#### ① 新県立博物館の整備を契機とした文化交流ゾーンの形成

三重県総合文化センター隣接地に新県立博物館を整備することにより、学びと文化の拠点となる施設が集まります。これら周辺地域を一体的な文化交流ゾーンとして位置づけ、その集積を活かして発展させることにより、県民が地域の自然や歴史的・文化的資産等を掘り起こし、その魅力について学び、活用できる環境をさらに充実強化します。

##### (主な取組)

- ・ 新県立博物館整備事業
- ・ 文化交流ゾーン環境整備事業
- ・ 文化交流機能強化事業

#### 文化交流ゾーンのめざす姿

三重県総合文化センター周辺は、「県民の学び・体験・交流を支える場」として、本県の文化・芸術・自然・歴史など多様で魅力ある素材が満ちあふれた空間になります。

すべての県民に情報を提供・発信し、子どもからお年寄りまで、誰でも気軽に訪れることができ、出会いや交流を通じて、新たな発見、さらなる学習意欲が引き出され、何度でも訪れたくなる場の形成をめざすものです。

#### ② 地域の文化資産を活かした地域づくりの支援

県民が、地域の語り部や専門家をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、地域の資産を活用した地域づくりに取り組むことを促進し、人から人、人から地域へと活動の輪を広げることにより、弱まってきた人と人との絆、人と地域との絆の再生をはかります。

##### (主な取組)

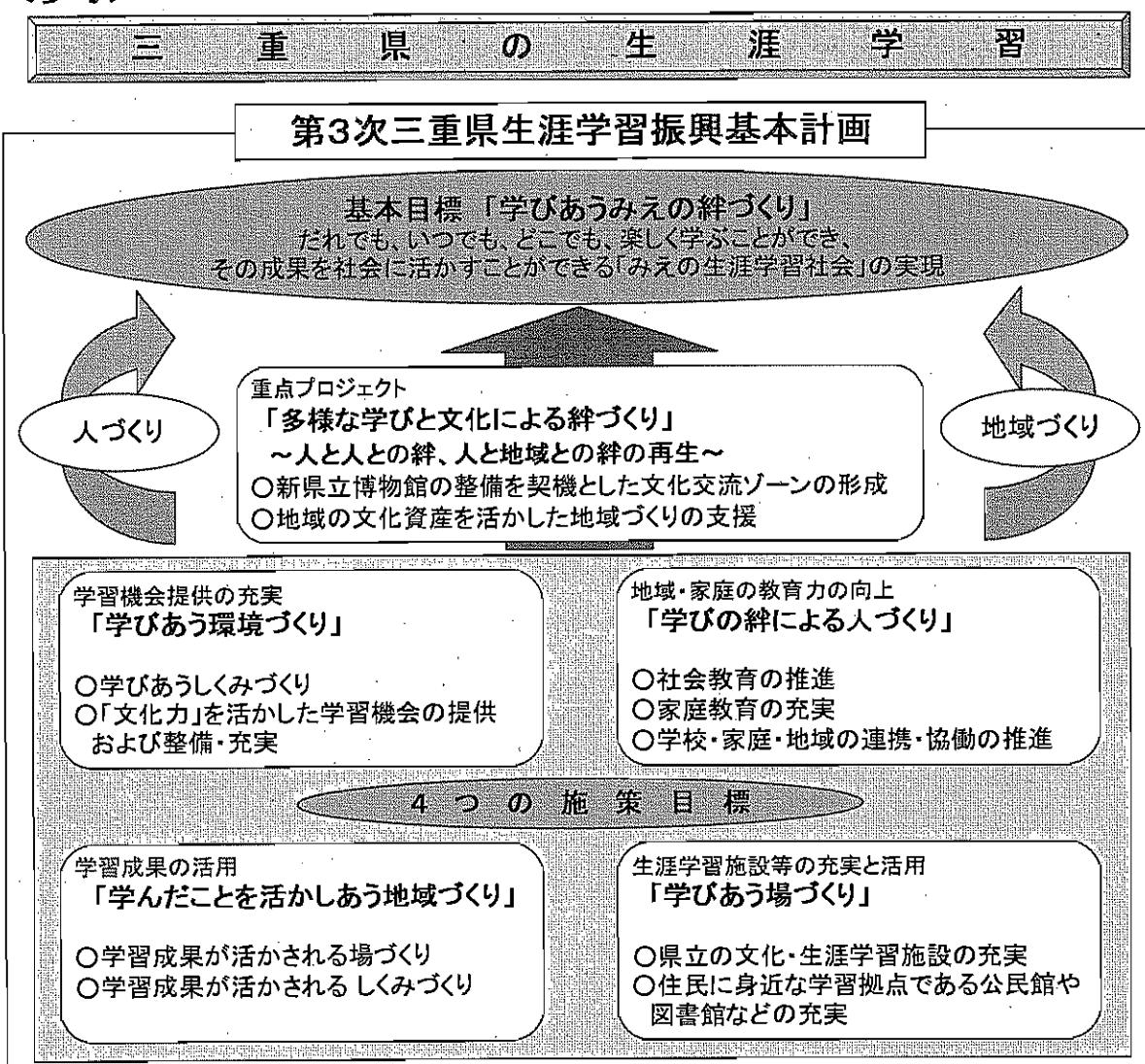
- ・ 地域の文化資産活用促進事業
- ・ こころのふるさと斎宮づくり事業

#### 第3次三重県生涯学習振興基本計画 重点プロジェクト数値目標

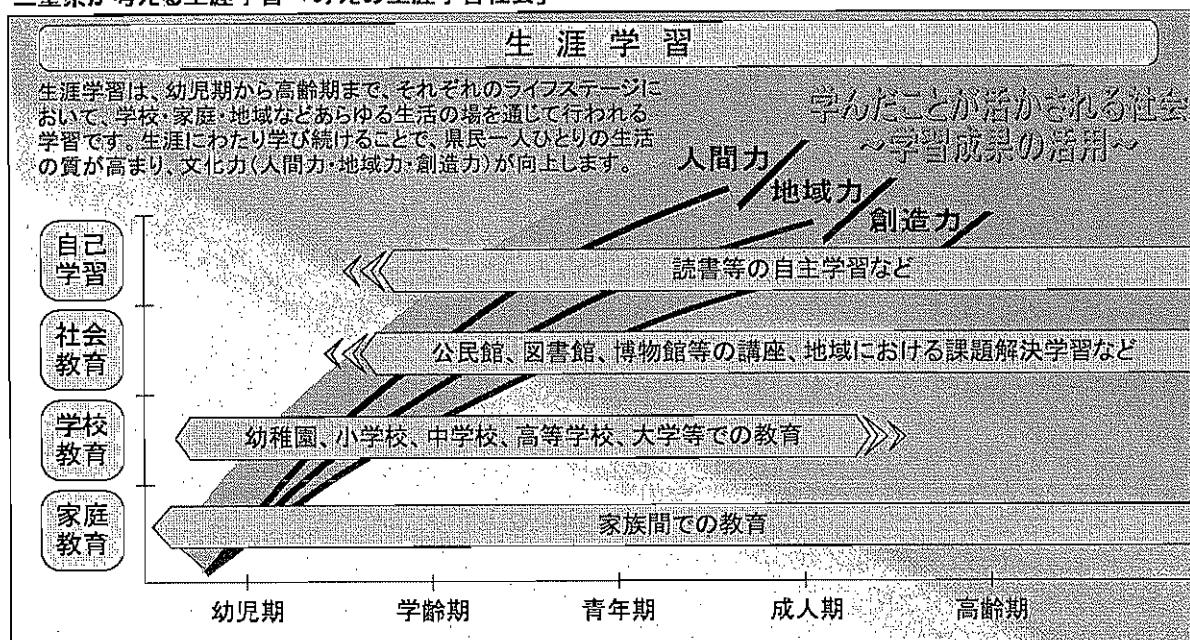
施策	目標項目	目標と実績		設定理由
多様な学びと文化による絆づくり	県立文化・生涯学習施設の利用者数	目標値	1,604,000 人	各施設等が文化交流ゾーンの形成に向け取り組んだ成果や、地域の文化資産を活かした地域づくりに取り組んだ成果を示すことができると考えられるところから、目標項目として選定しました。
		H21年度末実績値	1,418,580 人	

※県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、総合文化センターの年間利用者数  
(移動展示・講座等、2014年に開館予定の新県立博物館の入場者数を含む)

<参考>



**三重県が考える生涯学習「みえの生涯学習社会」**



## 5 「明日の県立図書館～三重県立図書館改革実行計画～」（案）について

### 1 策定の趣旨

県立図書館では、平成19年度に「新しい図書館づくり～知識と情報の拠点を目指して～」を策定し、4年間にわたりさまざまな取組を進めてきました。計画が本年度に終了することから、これまでの取組をさらに発展させたうえで、県立図書館としてのあるべき姿を示すことを主眼に検討を進めてきました。

### 2 これまでの4年間の取組の検証

「新しい図書館づくり」は、次に示す4つの観点から取組を進めてきました。総合文化センターという複合施設に立地し、各機関とのすみ分けのなかで県民サービスを提供していることを勘案すると、各項目とも概ね達成できたものと考えています。

#### (1) 情報収集支援

レファレンスコーナーに司書が常駐する等の取組により、レファレンス件数が増加するなど利用者から好評を得ています。また、時機を得たテーマに基づく「くらしコーナー」等の設置により、関連する書籍や情報に対する利用者の関心が高まりました。

さらに、インターネットを活用した三重県図書館情報ネットワーク（MILAI）は、県民だけでなく市町立図書館等にも有益なものとして定着してきています。

#### (2) 学習支援

ビジネス関係の支援を行う「おしごとコーナー」の設置や図書館活用講座等の実務的なセミナーを開催し、利用者の中から実際に起業された事例も生まれました。新規に導入した企業情報のデータベースは、利用料がかからず、充実した内容であることから好評です。

一方、より専門性の高いレファレンスへの対応や専門機関との有機的な連携等が今後の課題となっています。

#### (3) 交流支援

県民の読書振興を目的に設置した読書振興室は、読書グループの輪読やボランティアグループの活動に多く利用されるようになりました。

一方、交流の場としてのサロンの設置は、施設面等の制約で困難な状況にあります。

#### (4) 成果活用支援

図書館ボランティア、特に学生ボランティアが活発に活動しており、図書館の運営に関わっていただける県民が拡大しました。

一方、県民が学習成果を発表する機会や場の提供は、施設確保等で課題を残しました。

### 3 次期計画の策定方法

4年間の検証を行ったうえで、県立図書館全職員による勉強会とワークショップ、50人を超える県内外の関係者への聴き取り調査、先進的な県外図書館の調査、来館者アンケート、シンポジウム等を経て、今後の県立図書館のあるべき姿をまとめました。

また、計画検討の過程では、県立図書館長の諮問機関である三重県立図書館協議会にも諮り、幅広い見地からご意見をいただきました。

### 4 「明日の県立図書館～三重県立図書館改革実行計画～」（案）の概要

この計画は、「全県域・全関心層へのサービスの提供」と「新しい図書館サービスの提供」という県民への「2つの約束」と、最優先で取り組む「3つの活動」、図書館経営に

についての「5つの方策」で構成しています。これらを着実に実行することによって、県立図書館が中央図書館としての役割を果たすとともに三重県全体の図書館サービスの向上を目指すものです。

#### (1) 計画の期間

10年先を見据えた今後4年間（平成23年度～26年度）としています。

#### (2) 計画の構成

##### (ア) 2つの約束

###### ① 全県域・全関心層へのサービスの提供

県民に身近な図書館である市町立図書館等とのネットワークを充実強化し、県立図書館の持てる機能を全県域の県民が等しく享受できるように努めます。また、三重県に関心を持つ全ての人々に情報を提供していきます。

###### ② 新しい図書館サービスの提供

多様な分野に広がる県民の求めに対応するため、特定のテーマによるコーナーの展開、専門的なスキルを持った司書によるレファレンスの高度化、電子書籍・電子図書館の研究等、「新しい図書館サービス」にチャレンジしていきます。

##### (イ) 3つの活動

###### ① 資料・情報の創造的活用

利用者が県立図書館の豊富な資料や情報を活用し調査研究や課題解決に役立てられるような、創造的な活用方法を積極的に提案します。

###### ② 特色ある資料の充実

三重県の郷土資料や、市町立図書館にはない専門書、データベース等を充実させます。また、資料を確実に収集・保存するとともに、より利用されやすい形で提供します。

###### ③ 三重県図書館体制づくり

県内の市町立図書館等と資料の提供、図書館職員の育成、資料の保存について連携を進めるとともに、県立図書館のサービスのノウハウを共有することにより、三重県全体として図書館へのニーズに応えられる体制を構築します。

##### (ウ) 5つの方策

###### ① プロモーション

出張図書館や図書館利用案内講座、イベント等の開催、ホームページの充実、効果的な利用案内情報の提供など、「攻め」の姿勢でサービスを開拓します。

###### ② 連携・協働

県内外の図書館、図書館以外の機関との連携・協働を進め、ボランティア等の活躍も得て多様で大勢の仲間を増やし、充実したサービスを提供します。

###### ③ 職員のスキルアップ

職員の知識と経験を向上させるとともに、県内の図書館職員にそのスキルを伝達することで県全体のレベルアップを図ります。

###### ④ 情報と物流のネットワーク

三重県図書館情報ネットワークを核とした情報ネットワークと宅配便による物流ネットワークをより充実させます。

###### ⑤ マネジメント

三重県立図書館協議会による外部の視点も活用しながら、計画(P)、実行(D)、評価(C)、改善(A)のサイクルによる業務管理を進めます。

## 6 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」最終案について

### 1 策定の趣旨

県では「三重県人権施策基本方針（平成18年3月第一次改定）」の取組方向に沿って、平成19年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定し、人権施策の推進に取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に第二次行動プランを策定します。

### 2 パブリック・コメントの実施

平成22年12月6日から平成23年1月6日までの間に、中間案についての意見募集を行ったところ、221件の意見が提出されました。

### 3 第二次行動プラン「最終案」の概要

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### (2) 第二次行動プランの構成

- 第1章 第二次行動プランの策定にあたって  
策定の経緯、県人権施策基本方針・行動プランの概要、第一次行動プランの取組の成果と課題 等
- 第2章 第二次行動プランの取組方向  
めざす姿と取組方向、基本的な視点、計画の推進と進捗管理  
施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」の取組方向と重点的な取組  
施策分野2 「人権意識の高揚」の取組方向と重点的な取組  
施策分野3 「人権擁護と救済」の取組方向と重点的な取組
- 第3章 「人権課題」のための施策  
10の人権施策（同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権侵害）の取組方向

#### (3) 進捗管理のしくみについて

##### ① 重点的な取組の設定

第一次行動プランにおける成果と課題を踏まえ、総合的な取組を行う3つの施策分野において、重点的な取組の項目を掲げ、多様な主体と目標を共有し、取組の推進をはかっていきます。

##### ② 数値目標の設定

「プラン全体」と3つの「施策分野」について、数値目標を掲げ、進捗管理を行っていきます。

##### ③ 「年次報告書」の作成・公表

「県事業体系表」に掲げる事業を、年次目標を定めて取り組み、その成果を毎年「年次報告書」にまとめて公表し、人権施策審議会等からいただいた意見をもとに、次年度の取組に反映させていきます。

#### 4 三重県人権施策審議会での審議状況

平成 22 年 9 月 第 1 回三重県人権施策審議会

(第一次行動プラン年次報告及び第二次行動プラン素案の審議)

11 月 第 2 回三重県人権施策審議会 (「中間案」の審議)

12 月～1 月 パブリック・コメントの実施

平成 23 年 2 月 第 3 回三重県人権施策審議会 (「最終案」の審議)

#### 【参考】パブリック・コメントの概要と対応状況

##### (1) 県民意見の種類と件数

意 見 の 種 類	件 数
全体に関する意見	11
「社会環境の変化と新たな課題」に関する意見	5
「めざす姿と取組方向」に関する意見	21
「基本的な視点」に関する意見	2
「人権啓発の推進」に関する意見	1
「人権教育の推進」に関する意見	1
「人権擁護と救済」に関する意見	25
「さまざまな人権侵害への対応」に関する意見	3
「同和問題」に関する意見	10
「子ども」に関する意見	10
「女性」に関する意見	68
「障がい者」に関する意見	7
「高齢者」に関する意見	1
「外国人」に関する意見	3
「インターネットによる人権侵害」に関する意見	31
「さまざまな人権課題」に関する意見	22
合 計	221

##### (2) 最終案への反映状況

反 映 区 分	件 数
①意見をふまえて修正または追加したもの	5
②意見の趣旨が既に含まれている又は対応しているもの	53
③今後の取組の中で意見の趣旨を検討していくもの	112
④反映・修正しないもの	51
合 計	221



## 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）の概要

### 第1章 第二次行動プランの策定にあたって

#### ◆第二次プラン策定の趣旨

県では、人権施策の推進のため、「三重県人権施策基本方針（平成18年3月第一次改定）」の取組方向に沿って、平成19年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第一次行動プラン）」を策定し取り組んできましたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、これまでの取組の成果と課題等を踏まえて、「第二次行動プラン」を策定します。

#### ◆プランの計画期間 平成23年度から平成26年度までの4年間

#### ◆第一次行動プランの成果と課題

施策分野	第一次行動プランにおける成果と課題
人権が尊重されるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修テキストの作成や研修会への講師派遣等の支援を通じて、人権が尊重されるまちづくりの普及に取り組みました。県内全域への拡大が課題です。</li> <li>○企業の社会的責任（CSR）の啓発や企業の人権活動に関するガイドンス（検証基準）策定に向けた取組を行いました。引き続き支援が必要です。</li> <li>○隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として機能していくためには、調査機能や相談機能等のさらなる充実が必要です。</li> </ul>
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県人権センターを拠点として、人権メッセージの募集等、県民参加型の啓発活動を展開していましたが、より効率的で効果的な実施が課題です。</li> <li>○三重県人権教育基本方針（平成21年2月改定）に基づき、「人権感覚あふれる学校づくり」に取り組んできました。学習教材開発や人材育成が課題です。</li> </ul>
人権擁護と救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談ネットワークの拡充と相談員を対象としたスキルアップ研修の実施に取り組みました。各相談窓口との連携をさらに強化する必要があります。</li> <li>○虐待等の深刻な人権侵害の発生防止について、さらに充実を図るとともに、人権侵害救済制度の早期確立に向けて国に働きかけを行う必要があります。</li> </ul>

※「人権課題」のための施策については、個別の人権施策の項目で現状と課題を整理しています。

### 第2章 第二次行動プランの取組方向

#### ◆めざす姿

人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。

また、差別や人権侵害等に対して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

#### ◆基本的な視点

①当事者への理解の視点

②協働（パートナーシップ）の視点

③適切な公的支援の視点

#### ◆重点的な取組の設定

重 点 的 な 取 組 (主 な 概 要)
○県民、企業、NPO等の団体などが人権の視点で活動するための取組を推進します。なお、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする住民組織等の現状に応じた研修機会の提供を支援します。
○人権尊重の視点に立った企業取組が定着していくよう、ガイドンス（検証基準）等の客観的な自己評価手法を提供するとともに、企業間の交流促進を図ります。
○市町が設置する隣保館における調査事業、相談事業、啓発事業、広報事業、地域交流事業、社会福祉事業等の取組に対して支援を行うとともに、隣保館職員の人材育成・質向上を支援します。
○人権啓発については、県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として認識し、自ら行動していくよう、参加型啓発や感性に訴える啓発事業等を展開します。また、効率的な啓発手法等を工夫して、効果的な人権啓発を実施します。
○人権教育については、人権教育基本方針に基づいた学習内容の充実が図られるようカリキュラム研究や教職員研修用プログラムの開発等の側面的支援を行います。また、地域において多様な主体が協働して、人権教育のための人づくりやネットワークづくりを進めていくための支援を行います。
○人権相談窓口の利用に関する広報と、ネットワークの連携強化を図るとともに、相談員の資質の向上のための研修会の開催等の支援を行います。
○あらゆる虐待の未然防止に向けて、地域における早期発見・通報体制を確立するとともに、相談窓口と一時保護機関等関係機関との情報交換を密にし、連携体制を強化していきます。

※さまざまな総合的な取組の中から、特に「重点的な取組」を掲げ、多様な主体と目標を共有していきます。

### 第3章 人権課題のための施策

主に背景、問題点等が異なる個々の人権課題に対する知識や理解を深めることにより、偏見や差別意識を解消し、課題の解決に向けた実践的な態度の形成をはかるとともに、一人ひとりに公平な機会と自立した生活が保障される社会環境の整備を進めていきます。

401 同和問題	404 障がい者	407 患者等 (患者の権利、HIV患者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)	409 インターネットによる人権侵害
402 子ども	405 高齢者		410 さまざまな人権課題 (アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中のひと等、性的マイノリティの人びと、ホームレス等)
403 女性	406 外国人	408 犯罪被害者等	

※人権課題として位置づけが難しい社会問題（貧困・格差の固定化の問題等）についても、可能な限り県民への啓発等の機会を設けるとともに、状況把握等に努めています。

### 進捗管理のしくみ

#### 【年次報告書】の作成・公表】

「県事業体系表」を作成し、年次目標を定めて取り組み、その成果を毎年、「年次報告書」にまとめ、人権施策審議会等で意見を聴取し、次年度の取組に反映していきます。

#### 【数値目標の設置】

第二次行動プランでは、横断的に取り組む3つの施策分野にかかる「数値目標」を新たに設定し、個別に人権課題に関する取組実績等も踏まえ、総合的に評価します。

## 7 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）」最終案について

### 1 策定の趣旨

県では、外国人住民が平成元年以降一貫して増加している中で、多文化共生社会づくりをはじめ、国際貢献、国際交流の推進に向けた平成19年度から22年度までの本県の国際化施策の取組方向を明らかにするために、平成18年度に「三重県国際化推進指針」を策定しました。

現行の「指針」が平成23年3月末で終了することから、平成22年度内に指針を策定します。

### 2 パブリック・コメントの実施等

#### (1) 三重県国際化推進指針策定委員会

(委員からの主な意見)

- ・ 外国人住民とのコミュニケーション促進のため、やさしい日本語の普及に取り組んでほしい。
- ・ 外国人住民の日本語学習ニーズが多様化しているため、日本語ボランティアは上級者のニーズに応えられない。
- ・ 経済環境の悪化に伴う、外国人の就労対策への取組についての記述が必要である。
- ・ 地域の防災訓練については、自治会等の地域コミュニティ全体で行なうことが望ましく、外国人の地域住民としての意識や防災意識の啓発が一層必要。
- ・ 外国人の子どもに対して、日本語だけでなく学力支援についても考えていかなといいといけない。
- ・ 中国から観光客が増える傾向にある。国際交流の観点から教育旅行に関する記述を入れた方がよい。

#### (2) パブリック・コメント

期間：平成22年10月20日～11月19日

意見件数：6件

(主な内容)

- ・ 日本語学習支援や通訳等、職業として労働の対価が支払われるシステムを構築していただきたい。
- ・ 子どもたちが学校において、友だちとかかわりあいながら、文化、生活習慣、価値観等のちがいを認めあっていく、共生の視点にたった教育の推進に期待します。
- ・ 外国につながる子どもたちが、将来への希望や夢をもち、安心して学校に通うことができるよう、保護者も含めた相談体制を充実していただきたい。
- ・ 女性の人権に関わった記述を盛り込んでいただきたい。

### 3 第一次改訂「最終案」の概要

パブリック・コメントや三重県国際化推進指針策定委員会等からの意見を踏まえ、最終案を取りまとめました。

#### (1) 計画の期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

#### (2) 第一次改訂の構成

##### ○第1章 多文化共生社会づくりの推進

目指すべき多文化共生社会の意義、多文化共生施策の基本的な考え方、多文化共生に向けた施策の方向性

##### ○第2章 国際貢献の推進

国際貢献推進の意義、国際貢献施策の基本的な考え方、国際貢献施策の方向性

##### ○第3章 国際交流の推進

国際交流推進の意義、国際交流施策の基本的な考え方、国際交流施策の方向性

##### ○第4章 推進体制

県の役割、各主体に期待される役割、連携強化

#### (3) 施策の方向等

##### ① 多文化共生社会づくりの推進

- 外国人住民と日本人住民の相互理解、外国人住民のよりスムーズな日本社会への適応を進めるため、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及
- 就労に結びつく資格や技術取得など、学習者の多様化なニーズに対応するための日本語支援ボランティアのスキルアップ
- 小中高と連携した体系的な日本語指導、不就学等の問題解消に向けた取組の推進、地域と連携した多文化共生社会の拠点となる学校づくりの推進等、定住化の進展に伴う、外国人児童生徒等の教育課題への総合的な取組
- 平成20年に策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及
- 外国人向け職業訓練プログラムの実施等の就労支援の充実

##### ② 国際貢献の推進

- みえ国際協力大使を活用した国際協力活動の普及・啓発
- 退職者等高度な技術を持つ人材のシニア海外ボランティアへの参加推進

##### ③ 国際交流の推進

- 外国人住民との交流機会の提供による身近な国際交流の拡大
- 学校での国際理解の推進及び国際交流活動の充実

#### 4 三重県国際化推進指針策定委員会での審議状況

平成22年6月 第1回三重県国際化推進指針策定委員会

(現行指針に対する意見聴取)

9月 第2回三重県国際化推進指針策定委員会（中間案の検討）

12月 第3回三重県国際化推進指針策定委員会

(パブリック・コメントを踏まえた検討)

平成23年2月 第4回三重県国際化推進指針策定委員会（最終案の検討）

## 三重県国際化推進指針の体系

### 第1章 多文化共生社会づくりの推進

#### (1) コミュニケーション施策の推進

- ①地域における情報の多言語化
- ②日本語および日本社会に関する学習支援

#### (2) 生活支援

- ①居住 ②教育 ③労働環境
- ④医療、保健、福祉等 ⑤防災 ⑥留学生支援

#### (3) 多文化共生の地域づくり

- ①地域社会に対する意識啓発
- ②外国人住民の社会参画

### 第2章 国際貢献の推進

#### (1) 本県の特性を生かした国際貢献

#### (2) 国際貢献への理解促進

### 第3章 国際交流の推進

#### (1) 県民主体の多様な国際交流活動の支援

#### (2) 地域の国際化および人材育成

### 第4章 推進体制



市町を中心に多様な主体との連携協働による取組の推進



## 「三重県国際化推進指針(第一次改訂)」案(概要)

計画期間: 平成23年度～平成26年度(4年間)

### 第1章 多文化共生社会づくりの推進

#### 課題

- 県内には99か国から来日した約5万人の外国人住民が暮らしており、情報の多言語化には限界があります。
- 経済情勢の悪化により、外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、日本語対応能力が十分でないと再就職が難しい状況。
- 経済環境の悪化に伴う、外国人の子どもの在籍状況の広域化、流動化 ○ 外国人住民の地域活動への理解と参画の促進

#### (1)コミュニケーション施策の推進

- ① 地域における情報の多言語化
  - 本県での生活開始時等における生活オリエンテーション、日本語学習機会の提供などにより支援します。
  - 外国人住民と日本人住民の相互理解、外国人住民のよりスムーズな日本社会への適応を進めるため、多言語での情報提供に加え、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を進めます。
  - ② 日本語及び日本社会に関する学習支援
    - 外国人住民の就業機会の拡大をはかるため、就労に結びつく資格や技術習得のための日本語学習機会を提供し支援します。

#### (3)多文化共生の地域づくり

- ① 地域社会に対する意識啓発
  - 地域住民等に対する多文化共生の啓発や多文化共生を進めるための拠点づくりを進めます。
  - 多文化共生や国際交流等の分野において、地域住民がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。
  - ② 外国人住民の社会参画
    - 少子高齢化が進む中、地域の活性化をはかるため、地域社会を支える人材として外国人住民が活躍できる土壤をつくるため、多文化共生に取り組むNPO、市町国際交流協会等を生かして、外国人住民と地域をつなぐ、コーディネート機能を充実します。

#### (2)生活支援

- ① 住宅
  - 公営住宅をはじめとする日本の居住に関する慣習等について、多言語による情報提供、地域の生活ルールを学ぶ機会づくり等を進めるとともに、入居差別が行われないよう行政、NPO、不動産関係事業者等が一体となった取組を推進します。
- ② 教育
  - 教科学習につながる学習言語としての日本語能力の習得への支援の充実に努めます。
  - 教育の質的向上に向けた認可外国人学校への支援に努めます。
- ③ 労働環境
  - 就労のための日本語能力と資格習得への支援の充実に努めます。
  - ハローワークとの連携による就業支援とともに、企業・商工会議所等へ働きかけ、外国人労働者の適切な就業機会の確保や就労環境の改善などを促進します。
- ④ 医療、保健、福祉等
  - 社会保険への加入の啓発や多言語対応が可能な医療機関に関する情報提供、医療通訳の利用システムの活用などを進め、普及を拡大させるとともに、保健福祉サービスの多言語化に取り組みます。
- ⑤ 防災
  - 外国人住民に対し災害に関する情報提供や啓発を進めることで、支援者となる外国人住民の育成を目指します。
- ⑥ 留学生支援
  - 多文化共生のキーパーソンとして、また、卒業後の本県の企業活動における有望な人材としても期待されることから、留学生の支援を引き続き進めます。

### 第2章 国際貢献の推進

#### 課題

- 县民の国際貢献に対する関心を高めるための取組が必要。
- 専門分野で培った技能・経験を持つ、団塊の世代を、シニア海外ボランティア等の国際貢献活動に結びつける取組が必要。

#### (1)本県の特性を生かした国際貢献

- 県内に蓄積された知識・技術・経験を活用し、本県の特性を生かしたきめ細かな国際貢献活動を実施するとともに、市町や民間団体の活動については、情報提供や連絡調整などについて積極的に協力します。
- 海外から日本語教師を研修員として受け入れ、帰国後に、母国内での日本語教育や文化の発展、本県の情報発信等に貢献する人材を育成します。

#### (2)国際貢献への理解促進

- 県内に蓄積された知識・技術・経験を活用し、本県の特性を生かしたきめ細かな国際貢献活動を実施するとともに、市町や民間団体への、情報提供や連絡調整などに積極的に協力します。
- 退職者等の高度な技術を持つ人材のシニア海外ボランティア等への参加促進

### 第3章 国際交流の推進

#### 課題

- 経済環境の悪化や新型インフルエンザ等の影響から海外での国際交流活動は一時減少傾向。
- 小学校での外国語活動が始まるところから、地域の国際化および人材育成に向けた、国際交流員、外国語指導助手のさらなる活用。

#### (1)県民主体の多様な国際交流活動の支援

- 県民、NPO、市町国際交流協会などさまざまな民間の活動主体への支援やネットワーク化をはかるとともに、県や市町の実施する交流事業への民間の参画を促進します。
- 外国人観光客や外資系企業の誘致など地域の活性化のための海外戦略を積極的に進めます。
- 外国人住民との交流の機会を提供することにより、身近な国際交流の機会の拡大をはかります。

#### (2)地域の国際化および人材育成

- 県の国際化施策の推進にあたり、国際交流員の地域における多文化共生施策への参画および外国人観光客や外資系企業の誘致等への支援体制の確立を進めます。
- 学校現場へ外国語指導助手を配属することによって、国際感覚に優れた人材育成を進めます。
- 学校現場で「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点から国際理解教育を推進し、異なる文化、習慣等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる人材を育成します。

### 第4章 推進体制

県

県民

NPO

企業等

高等教育機関

国際交流協会

国際交流財團

市町

三重県多文化共生  
推進会議

三重県市町多文化  
共生ワーキング

市町を中心に多様な主体との連携・協働による取組の推進

## 8 「第二次消費者施策基本指針」最終案について

### 1 策定の趣旨

平成 19 年に現行の基本指針を策定し、消費者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできましたが、この指針が平成 23 年 3 月末で終了することから、平成 22 年度内に第二次基本指針を策定します。

### 2 パブリック・コメントの実施等

#### (1)「みえ・くらしのネットワーク」会議

(会議での主な意見)

- ・ 市町の取組をさらに支援し、促進すべきである。
- ・ 多様な主体との連携を推進すべきである。

#### (2) 三重県消費生活対策審議会

(審議会での主な意見)

- ・ 市町や消費者団体等と連携した取組を進めて欲しい。

#### (3) 平成 22 年第 2 回定例会 12 月会議 生活文化環境森林常任委員会

(委員からの意見)

- ・ 消費生活相談窓口の設置する市町の目標数が 20 市町となっており、前向きな目標なのかどうかわからない。
- ・ 目標指標が、「会議の開催数」などであり、目標数値も 4 年間とも 2 回となっていて、目標指標としていかがなものか。

#### (4) パブリック・コメント

期間：平成 22 年 12 月 17 日～平成 23 年 1 月 17 日

意見件数： 23 件

(主な内容)

- ・ 各方面に協力を仰ぐとともに、推進事項や情報を県民に周知することが重要である。
- ・ 消費者施策は、県市町の消費者担当部門のみでなく、福祉、介護など関連部門も含め幅広い施策とすべきである。
- ・ 審議会などの内容については情報公開を行い、消費者の意見が政策に反映するようにして欲しい。
- ・ 消費生活センターは単なる相談業務に終わらず、新たな問題の把握と再発防止に注力して欲しい。
- ・ 相談体制が不十分な地域には、充実に向けた施策を講ずるべきである。

### 3 第二次基本指針（最終案）の概要

現行の基本指針における取組の成果と課題を踏まえるとともに、平成 21 年 9 月の消費者庁の設置や「消費者安全法」の施行、平成 22 年 3 月の国における「消費者基本計

画」の策定などを考慮して作成しました。

#### (1) 指針の期間

平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間

#### (2) 第二次基本指針の構成

##### ○ 第 1 章 「第二次三重県消費者施策基本指針」策定の考え方

基本指針策定の趣旨、基本指針策定の視点、基本指針の計画期間、基本指針の実効性の確保、基本指針の体系

##### ○ 第 2 章 消費者をとりまく状況

社会経済状況の変化、三重県における消費生活相談の状況

##### ○ 第 3 章 消費者施策の具体的展開

#### (3) 施策の展開方向

##### 目標 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

消費者は、安全で安心な消費生活を送る権利があると同時に、自立して消費生活を行う責任があります。消費者に的確な情報を迅速に提供するとともに、消費生活相談や事業者指導を強化し、消費者と事業者の取引において対等な関係の確立を目指します。

##### 目標 2 国、地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

消費者問題に的確に対応し、施策の実効性を確保・向上するためには、担当職員の専門性の向上をはかり、消費者、事業者、行政等が連携・協働し、公正な取引を確保する体制づくりが必要です。県、市町の取組を支援するとともに、府内関係部局をはじめ、国、他県、市町や消費者団体等との連携を深め、消費者施策に関する情報共有や消費者問題への迅速かつ的確な対応を推進します。

##### 目標 3 経済社会の発展への対応

安全で安心な消費生活を確保するためには、健全な経済社会の発展が必要です。環境に配慮するとともに、高度情報化、国際化の進展に的確な対応をはかります。

### 4 第二次基本指針（案）の検討状況

平成 22 年 9 月 第 2 回三重県消費者行政推進会議（中間案作成）

10 月 第 3 回「みえ・くらしのネットワーク」会議（中間案検討）

第 2 回三重県消費生活対策審議会（中間案審議）

12 月～1 月 パブリック・コメントの実施

平成 23 年 3 月 第 3 回三重県消費生活対策審議会（最終案検討）

(参考)

1 第二次三重県消費者施策基本指針における施策体系

〈目標〉

〈施策の展開方向〉

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- (1) 消費者の安全・安心の確保
- (2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- (3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
- (4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保
- (5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

2 国、地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者施策の実効性の確保・向上

- (1) 国との連携、市町への支援と連携
- (2) 消費者団体等との連携
- (3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進
- (4) 行政等の連携体制の充実・強化

3 経済社会の発展への対応

- (1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進
- (2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応
- (3) 國際化の進展への対応

2 第二次三重県消費者施策基本指針では、次の取組を行い、消費者施策の確実な推進をはかります。

(1) 数値目標の設定

施策の進捗状況を把握するため、目標ごとに数値目標を設定します。

(2) 国の基本計画との整合性

平成22年3月に策定された国の「消費者基本計画」と目標や施策の展開方向をあわせるとともに、県内の地域における取組などと調整をはかりながら、国、他の都道府県、市町、消費者団体等関係機関と連携した取組を強化します。



## 9 「第9次三重県交通安全計画」中間案について

### 1 作成の趣旨

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、法律によりその作成が義務付けられています。【交通安全対策基本法第25条第1項】

第8次三重県交通安全計画の計画期間が平成22年度で終了することから、現在作成中の国の「第9次交通安全基本計画（計画期間：平成23～27年度）」を勘案しつつ、「第9次三重県交通安全計画」の作成を進めています。

### 2 中間案の概要

（1）計画の期間 平成23年度から平成27年度までの5年間

（2）計画の構成

道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
<p>◆理念：道路交通事故のない社会を目指して</p> <p>◆対策：</p> <p>＜視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①高齢者及び子どもの安全確保</li><li>②歩行者及び自転車の安全確保</li><li>③生活道路及び幹線道路における安全確保</li></ul> <p>＜施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①道路交通環境の整備</li><li>②交通安全思想の普及徹底</li><li>③安全運転の確保</li><li>④車両の安全性の確保</li><li>⑤道路交通秩序の維持</li><li>⑥救助・救急活動の充実</li><li>⑦損害賠償の適正化を中心とした被害者支援の推進</li><li>⑧調査研究の充実</li></ul>	<p>◆理念：鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>◆対策：</p> <p>＜視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個別事故の問題の解決</li><li>②過去に起きた事故等の教訓の活用</li></ul> <p>＜施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①鉄道交通環境の整備</li><li>②鉄道交通の安全に関する知識の普及</li><li>③鉄道の安全な運行の確保</li><li>④救助・救急活動の充実</li><li>⑤被害者支援の推進</li></ul>	<p>◆理念：踏切事故のない社会を目指して</p> <p>◆対策：</p> <p>＜視点＞</p> <p>それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進</p> <p>＜施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</li><li>②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</li><li>③踏切道の統廃合の促進</li><li>④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置</li></ul>

（3）数値目標の設定

① 道路交通の安全

・交通事故の状況

第8次三重県交通安全計画において、数値目標として「交通事故死者数を平成22年までに130人以下とする」と設定し、各般の交通安全対策を鋭意推進した結果、交通事故による死者数は平成19年から3年連続して数値目標を達成しました

が、平成 22 年には交通事故が多発し、死者数が 135 人となるなど、厳しい交通事故情勢にあります。

・道路交通における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、県民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標であるが、過去の実績等を勘案したうえ交通事故死者数を平成 27 年までに 75 人、死傷者数を平成 27 年までに 11,800 人以下とすることを目指すものとします。

② 鉄道交通の安全

・鉄道事故の状況

鉄道における運転事故は、全国的に見ると長期的には減少傾向にあるが、平成 17 年 4 月の JR 西日本福知山線における列車脱線事故、平成 17 年 12 月の JR 東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生しています。

・鉄道交通における目標

乗客の死者数ゼロを目指します。

③ 踏切道における交通の安全

・踏切事故の状況

踏切事故は、全国的に見ると長期的には減少傾向にあるが、県内における踏切事故の件数、死傷者数、死者数については、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

・踏切道における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止します。

### 3 審議機関及び審議状況

交通安全対策基本法第 16 条に基づき設置している三重県交通安全対策会議において、交通安全計画の作成などを行います。

平成 22 年 12 月

第 1 回三重県交通安全対策会議幹事会（第 9 次三重県交通安全計画素案の審議）

平成 22 年 12 月～23 年 1 月

素案について、市町・関係団体へ意見照会

平成 23 年 1 月

第 2 回三重県交通安全対策会議幹事会（第 9 次三重県交通安全計画中間案の審議）

平成 23 年 2 月

中間案の作成

### 4 今後の予定

平成 23 年 3 月

中間案を市町へ送付

平成 23 年 3 月～4 月

中間案について一般意見募集（パブリック・コメント）

平成 23 年 5 月

第 3 回三重県交通安全対策会議幹事会（第 9 次三重県交通安全計画最終案の審議）

平成 23 年 6 月

第 2 回定例会 6 月会議（最終案の報告）

三重県交通安全対策会議において決定

## 10 審議会等の審議状況について

(平成22年11月25日～平成23年2月13日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成23年1月7日
3 委員	会長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委員 丸山 康人 他4名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て2事案について審議が行われました。答申の確定はありませんでした。
6 備考	次回開催日：平成23年2月21日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成22年11月26日、12月21日、平成23年1月27日
3 委員	会長 浅尾 光弘 会長職務代理 寺川 史朗 委員 安田 千代 他2名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て等8事案について審議が行われ、うち5事案で答申されました。
6 備考	次回開催日：平成23年2月15日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成22年12月17日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 榎本 和能 他7名
4 質問事項	県立図書館の改革実行計画について
5 調査審議結果	平成22年度第2回協議会を開催して、県立図書館の改革実行計画について協議し、意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：平成23年3月9日（予定） 今後の予定：年度内最終の協議会を開催し、県立図書館の方や次年度のアクションプログラムについて、意見交換を行います。

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	平成23年2月10日
3 委員	会長 坪井 俊輔 副会長 川口 節子 同 松井 真理子 委員 荒木田 豊 他16名
4 資問事項	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プランについて
5 調査審議結果	第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「最終案」について意見交換が行われました。
6 備考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	全体会：平成23年1月31日
3 委員	会長：佐伯 富樹 副会長：川口 節子 委員：伊藤 登代子 他17名
4 資問事項	第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について
5 調査審議結果	第2次三重県男女共同参画基本計画（案）についての報告が行われました。
6 備考	次回開催日：平成23年6月（予定） 今後の予定：平成23年度に審議会が行う県の施策の評価方法などについて審議を行います。